

(令和6年4月版)

御嵩町の地域福祉のまちづくりを推進します！

「御嵩町社会福祉協議会
ボランティア団体助成事業」

申請の手引き

御嵩町社会福祉協議会

1 ボランティア団体助成事業とは

少子高齢化、核家族化の急速な進展や個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりは希薄になってきています。

さらに、成長型社会の時代が終わり、地域における生活環境にも様々な影響を及ぼしています。

このようなことから多くの福祉課題が発生してきております。このため住民同士がお互いに支えたり、支えられたりする「支え合いの関係」を築いていくことが求められてきています。

福祉課題解決の一つとして、住民同士の支え合い活動(ボランティア活動)は、大きな役割を果たしてきています。

御嵩町社会福祉協議会(以下「御嵩町社協」という。)の活動目標でもある「だれもが住み慣れた地域で 支え合い・助け合い 安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指していくため、地域福祉活動に積極的に取り組んでいただける住民等の自主的な活動を行うボランティア団体へ活動費の助成を行うものであります。

2 概 要

御嵩町の地域福祉の推進を図ることを目的としたボランティア活動を行う団体へ助成します。

助成の対象

(1) 団体助成

助成対象は、次の全ての要件を満たすボランティア団体

- ① ボランティア活動を主たる目的とする団体であって、地域福祉活動の向上に寄与すると認められたもの
- ② 社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会ボランティア団体等助成事業実施要綱に規定する「ボランティア登録票(団体)」(別紙ボラ様式2)により、御嵩町社協へ登録しているボランティア団体
- ③ 御嵩町ボランティア連絡協議会に加入している団体(未加入の団体については、団体助成金の交付決定後に加入していただきます。)

対象事業

(1) 団体助成

御嵩町社協の目標である「だれもが住み慣れた地域で 支え合い・助け合い 安心して暮らすことのできる 福祉のまちづくり」を目指していくためのボランティア活動を主たる目的として、下記の地域福祉活動項目に取り組むボランティア団体の活動に対して、活動費を助成します。

【地域福祉活動の項目】

- ・ 高齢者福祉
- ・ 障がい者福祉
- ・ 子ども青少年福祉
- ・ 環境
- ・ 地域
- ・ 防災
- ・ 保健医療
- ・ 国際
- ・ 文化伝承

助成の内容

助成の内容	内 容
団体活動助成	御嵩町の地域福祉の推進を図るために自主的な活動を行っている団体から申請されました事業計画を審査のうえ、助成額を決定し、予算の範囲内で該当団体に対して助成額を交付いたします。

3 交付金額

助成内容	内 容	上 限
団体活動助成	団体活動助成金の金額は、申請団体の収支計画(団体がどのように経費をおおうとしているのか等)及び事業計画(どのような事業を実施しようとしているのか)を審査(書類審査・公開審査)により、交付額を決定します。	3万円

4 交付対象経費

対象経費	対象経費の主なもの	対象外となる経費の主なもの
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師などへの謝礼 出演料又は贈呈物品 ・無償で施設や機材の提供を受けた場合の必要な代償、謝礼金又は物品 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対する（講師）謝礼
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、出演者への交通費 	<ul style="list-style-type: none"> ・親睦を深めるための旅費
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷及び製本に要する費用（コピー代、チラシ、ポスターの印刷、写真の現像など） 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間又は一度の使用によって消費されるもので、活動に必要な最小限のもの（事務用品など） ・プリンター等で使用するもの（インク及び紙など） ・講座などで使用する材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員個人にかかるもの ・会員の親睦のための懇親会等の飲食代 ・機材の購入（備品購入）
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に要する切手、はがき、電話代、ホームページ管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な使用料が確認できないもの（明細書又は領収書が発行されないもの）
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議に必要な会場使用料、駐車料 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・御嵩町社協会長が認めたもの 	

5 交付申請の流れ

応募



- (1) 応募用件の確認、申請書類の作成
- (2) 申請書類の提出（別紙ボラ様式1、1-2、1-3）
提出期限：9月1日～9月末日（但し、土日祝日を除く）

午前9時～午後5時まで

早めにご提出下さい。提出時には活動内容を伺いますので、時間に余裕をもって、代表者若しくは内容を説明できる方がお越し下さい。

審査

- (1) 書類審査
- (2) 公開審査：10月中旬（御嵩町社協地域福祉づくり検討委員会による審査）

※ 必ずご出席下さい。

欠席されると、助成金を受けられないことがあります。

交付決定

助成金の交付額をお知らせします。

交付決定：10月末

※活動時に出た領収書は、必ず保管して下さい。領収書の無い経費は、助成対象外となります。

交付申請

交付決定通知書が届きましたら、助成金請求書を4月1日から4月30日までに提出して下さい。助成金請求から2週間程度で、助成金を指定された口座へ振込みます。

実績

実績報告書の提出：交付申請の翌年の4月30日までに、御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンター又は御嵩町社会福祉協議会事務局まで、ご提出下さい。

6 申請の手続き

団体の活動内容が、助成目的と合致する場合に申請することができます。

「御嵩町社協ボランティア団体等助成事業実施要綱」を熟読し、内容を理解したうえで、手続きをお願いいたします。

申請書は、御嵩町社協ボランティアセンター又は御嵩町社協「希り館」事務局で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、毎年9月末日までに、御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンターへ提出して下さい。

この申請書は、助成が適当かどうか、どれくらい助成をするかを「御嵩町社協地域福祉づくり検討委員会」で審査いたします。重要な書類となりますので、活動内容を分かりやすく記入し、活動内容をアピールして下さい。また、収支予算書は、正確にご記入下さい。

※ 御嵩町社協地域福祉づくり検討委員会 ※

助成の可否や額を決定していく委員会です。
御嵩町社協及び御嵩町役場職員で構成されています。

お問合せ先

〒505-0114 御嵩町中切 1437 番地 1

御嵩町社会福祉協議会ボランティアセンター

担当：奥村・長田

電話：0574-42-8233 FAX:0574-42-8232